奈良市民だより

昭和27年8月14日印刷
昭和27年8月15日発行

奈良市民だより【第24号】

發行所　奈良市役所
編集兼発行人　広報調査課長　平井直治
印刷所　共同印刷工業

獨立後初の戰歿者追悼式挙行

新なる感激と共に敬虔なる祈りを捧ぐ

終戰以来諸種の事情により至誠国に殉ぜられた英霊ならびにその御遺族に対し市として今日まで何ら報ゆることができなかつたのであるが、平和條約の発効を見、平和文化国家として独立し、国際社会の一員としての第一歩を踏み出すとき[illegible]つて国家の隆昌と民族の悠久を祈念し、その礎石となられた二千有余柱の御霊の御冥福を各遺族とお祈りすると共に謹んで感謝の意を表するための、戰歿者追悼式を市の主催により去る十一日縣公会堂において行つた。この祭式は去る五月二日東京新宿御苑において行われた全国戰歿者追悼式典に準じて行つたものである。当日は午前九時三十分委員長林助役の開式の辞にその厳粛なる式典が始まり市警ブラスバンドの吹奏と共に参加者約二千名の国家「君が代」の斉唱を終り続いて祭主高椋市長の別記の式辞朗読後、一分間の敬虔なる黙禱を捧げ、知事、市会議長、市遺家族厚生会長の追悼の辞があり、ブラスバンドの流れるが如き哀調味を帯びた「菩提樹」のメロディーと共に高椋市長、縣知事、市遺族厚生会長、桐花婦人会長、遺児代表、各校区遺族代表それぞれ三名の献花に引続き市会議長、縣会議長、市選出縣会議員、縣遺族厚生会長、その他来賓十二名により献花を終つた。閉式より約一時間に亘る盛大な式典は十時三十分委員長林助役の閉式の辞で一まずその幕を閉じ、式後各遺族に対し高椋市長より戰歿者の追悼式を晴れて挙行し得たことの喜びと、聞く者をして万感胸に迫る激励の辞が述べられた。式後は自由参拝となり、意義深くその式典を終了した。

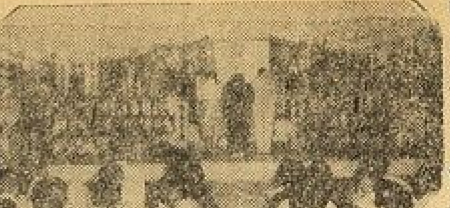

式　辞

本日、奈良市出身戰歿者の追悼式を挙行致しまするに当り、此処に御遺族各位と共に謹んで二千四百有柱の英霊を奉祀し追悼の微衷を捧げたいと存じます。

想い起しますと、早くも十五年前の昭和十二年七月蘆溝橋の紛争に端を発しました日支事変は、拡大の一途を辿つて大東亜戰争に発展し、多くのわが同胞は東アジアの全域に亘つて悪戰苦闘を重ねられたのでありましたが、戰況次第に不利となり遂に七年前の今月、突如、広島上空に炸裂した原子爆弾の大虐殺を境として戰いの幕は閉ぢられたのであります。此の八ヶ年に亘る悪夢の戰争のために、或いは大陸の山野に、或いは太平洋の波間に、傷つき斃れて、懐しき故里を偲び、母を呼び、妻を慕い、子を思いつつ、死んで逝つた若き人々のいまわの際の心中を想いまするとき、懇痛胸を抉り、涙潸々として止め得ないのでありまして、まことに御遺族肉身の御心情察するに余りあります。

不幸にして戰いは悲惨なる結果に了りましたがこれ等戰歿勇士の勲功は敗戰に因つて消滅するものではありません。当時はただ国家の至上命令を体し、一身一家を擲つて国難に赴かれたのでありまして、寔に人間として最高の責任を全うせられたのであります。此の尊い犠牲者に対し国民同胞はいつ迄も、心からなる感謝と、追悼の念を捧げることを忘れてはなりません。

国家は何を措いても遺族の生活を擁護し戰死者の靈を安んずる義務があるのは当然であります。然るに未だにその補償施策は充分に至らず、英靈を慰めるに足らないことを深く遺憾に存ずる次第でありますが、既に平和條約が発効し、独立の第一歩を踏み出しました今日、国力の充実に従つて更に援護の措置も強化せらるるに相違無く、わが奈良市と致しましても御遺族皆様のため能うる限りの施策を講じて行きたいと念願致して居ります。

終戰以来七ヶ年の間、種々の事情により市としてこうした合同追悼式を営む機会を得ず、殉難の英靈に対しては素より御遺族の皆様に対しましても寔に申訳け無い次第でございましたが、今や国家独立の喜びに遭い、茲に戰後始めて公の追悼式を執り行うに至りましたことは、ひとえに諸英靈の御加護に因るものでありまして、今後更に御遺族の上にも光明の加わるべきことを信じて疑いません。

恰も終戰七周年の記念日を控えました意義深き今日、森厳の氣満つるこの式場に侍り、戰歿者各位の靈前に謹んで感謝と哀悼の至情をささげ、御冥福をお祈り申上げますると共にわれわれ国民は再び過去の誤ちを繰返すことなく再建日本繁栄のために全力を注いで誤り無からんことを御誓い申上げまして追悼の式辞と致します。

昭和二十七年八月十一日
奈良市長　高椋正次

市民のメモ

災害は忘れた頃に

災害時に於ける措置について

天然資源に乏しい狭い我国土に台風が年々歳々襲来することは本土が一面大洋に面し、他面亜細亜大陸に接し南北に細長い地理学的位置の関係で避け得られない事ではあるが、受ける被害に就いては高度に発達した今日の文化を以つてしても共被害の原因様相から得た貴い経験を基として災害を最小限度に防止するよう考えなければならない。

殊に日本家屋の建築様式が災害に抵抗弱く湿氣を吸収する材料を使用し且井戸を用い台所と便所が接近して隔壁不十分な構造について防護する方法を考究せらるべきであります。台風ダイナは豪雨をもたらし本邦各地大阪府下に起つた農耕灌漑用池の堤防欠潰によつて甚だしい水害を被むつた東島取村大字桑畑の悲惨事は洵に憂慮と同情にたえないものがあります。昔から火事には火の不足、水害には水の不足と言う諺がありますが、一朝風水害が起れば不潔物は清潔場所に流入して秩序は全く乱れ、何処と言つて清潔なるべき場所はなくなり用水も不潔となるため環境は生活に不適当と化し、恐るべき消化器傳染病腸チフス、パラチフス、赤痢、疫痢並に胃腸カタル等が発生し而も之が猛烈な勢いで蔓延拡大し尚其の上に身体の抵抗力減退に伴つて感冒、肺炎、結核、リウマチ、神経痛等を誘発するのであります。此の様な不衛生な環境に於て清潔な飲料水、用水の欠乏は亦人心を極度に不安に陥れ、生活に対しても一大変障をも来します。従つて之等不可欠の用水に対する浄化装置と飲料水の緊急供給は欠く事の出来ないものであり、而も寸刻を争う緊要事と言わねばなりません。

水害に於ける家屋並びに周囲の被害状況

一、床下浸水
一、床上浸水
一、二階迄の浸水
一、家屋倒壊、流失
一、汚物、塵芥の流入と堆積
一、水道管の破裂、漏水
一、井戸水の汚染
一、便所の浸水及便溜の流出等

浸水に対する処置と病氣の予防

一、床下浸水
速に水の疎通を図り、床板を上げ床下に通風乾燥を行つた外約五倍のか性石灰乳(生石灰はか性石灰の倍量を用うる)を十分撒布し、便溜は完全に汲み取つてその中と便所の周囲に右の石灰乳を撒布しておく。

一、床上浸水
水を早く流出せしめる方法を講じ畳、床板は完全に乾燥する迄太陽光線と通風に曝し床下に堆積した塵芥は取除き乾燥するを待つて五倍の石灰乳を撒布し畳、床板は乾燥した後で泥を掃拭し畳は三%リゾール水又は三%石炭酸水で丁寧に拭いた後乾燥布で十分拭き取る、家具類は清水で拭い、押入れは油製D・D・Tを撒布しそのままに置く。

一、汚物塵芥が流入して堆積した場合は速に之を蒐集して焼却するか適当な場所に投棄してよく掃除し清潔になつた後へD・D・T粉末を撒布して蝿や昆虫の発生を防止する。

一、水道管の破裂又は漏水して居る場所には早く臨急処置を行うか又は本職の修理人が来る迄適当の場所に流れる様にし水溜を作らない様にする。
又給水栓より出る水を検査してもらい含有塩素量百万分中の〇、二P・P・M(百万分中の〇、二以上)以上でないものは飲料として使用してはならない。

一、井戸側の外側より汚水が流入した場合は井戸水を全部汲み出し底を掃除し其の後に溜つた水に五〇〇分の一(水量に対して)のクロールカルキ(漂白粉)を投入し約十二時間後此水を全部汲み出して後溜つた水を使用に供する。

一、腸チフス、パラチフスの予防注射を受けて居ない人又は受けて半年以上経過して居る人は速かに予防注射を受けねばなりません。

一、生水、生もの、果実は此際食用に供せず總て煮るか、焼くかして食べる方が最も安全であり又腹を冷したり身体の抵抗を減退せしめない様心掛ける必要がある。

一、便所や便溜及之によつて汚染せられた場所は特に意を用い清掃した後に消毒剤(三%リゾール水、三%石炭酸水)殺虫剤(D・D・T、カンプラ油、デシンアース等)を撒布し消毒に万善を期すべきである。

(佐保川病院長)

―あなたの意見を―

皆さんの声を聞きつつ、皆さんと共に住みよい、幸福な奈良をつくるのが奈良市政であります。みなさんの意見によつて、皆さんが皆さんのために行う政治を民主政治といいます。市政について皆さんは知る権利があり、市は知らせる義務があります。民主政治は世論の政治ですからあなたがたの声や意見が市政の母体となるのであります。

広報調査課ではあなたの要望や意見をお知らせ下さることをお待ち致しております

広報調査課へ
御手紙は奈良市役所広報調査課
お電話は　3701　370―5
　　　　　37　　38

お知らせ

奈良市消防本部

此の度び次の場所に火災報知機を設置しましたから出火のときは誰れでもこれを使つて早く知らせて下さい。

注意

一、出火の時は必ず此の火災報知機を使用して下さい。
一、火事を知らせる時は「ガラス」を破りボタンを強く押して下さい。
一、通じたら箱内でベルが鳴り消防車がすぐここえ来ます。
一、此の火災報知機は、奈良市消防署に通じそれから各出張所に連絡されます。
一、悪戯をすると消防法に依り強い処罰を受けます。

火災報知機設置箇所一覧表(二十二ヶ所)

設置箇所		設置箇所	
西之京町	薬師寺境内	西紀寺本町	崇道天皇鳥居前
〃	薬師寺本坊	鵲町	極楽院中門前
五條町	唐招提寺門横	十輪院町	十輪院門横
〃	唐招提寺本坊内	福智院町	今西書院
公園内	南圓堂横	〃	地藏堂
〃	興福寺本坊内	福井町	新薬師寺門横
小川町	傳香寺門横	春日野町	春日神社若宮
春日野町	春日神社本殿	般若寺町	般若寺門横
〃	春日神社社務所	法華寺町	法華寺門横
雜司町	二月堂	〃	海龍王寺門横
〃	大佛殿交番所横	〃	不退寺門横

遺族扶助料の受給者の現住所調査

終戰当時まで遺族扶助料が支給されていたが、その後の停止により左記の方々の現住所が不明になつておりますので、市民生課で調査しておりますお心あたりの方は至急係まで通知して下さい。

受給者氏名	戰歿者氏名	旧住所
藤川林松	実	三條町五八七
松山政治郎	政一	不明
南すめ	恒美	西包永町
宮田しず	福吉	不明
吉川リウ	成雄	法蓮南町
渡部浅吉	孝雄	明治村出屋敷
山口ハル	喜六	不明
辰巳シヨ	繁治	坊屋敷町
多田駒藏	駒男	不明
中谷タカノ	熊治	北京終町八
栗原倉吉	七郎	熊谷市二八三
松田すへ	信三	不明
丸山宗次郎	君雄	〃
笠置トミ	繁雄	大阪市浪速区勘助町三ノ一五
佐貫收	陽	不明
中島シズエ	一	林小路町
松本為政	泰治	不明
西尾ミヨ子	倪	高天市町一五
辻文子	主介	中清水町九三三
梅木繁治	繁雄	不明
広中能一	健二	不明
阿部課晴子	陳里	不明
岩崎嘉治郎	嘉剛	不明
稲田たね子	武行	〃
井向志津子	豊松	今小路町
紺田俊子	清	不明
大西サカエ	次郎	〃
野中喜三郎	二三藏	〃
向井フジ	政治郎	閼伽井町
土井元治郎	出太郎	不明
山方富子	貞次	〃
今井とらえ	政男	南京終町四五
奥山イツノ	竜太郎	不明
奥田梅太郎	梅雄	公納堂町
木永ジウ	粂雄	不明
北川ゆき	伊松	公納堂町
北田シズ子	正雄	大安寺五一八
久野トミ	朝吉	不明
田中スエ	岩男	〃
川尻花子	寅吉	〃
谷元文子	鉄太郎	〃
山崎フシエ	傳太郎	川久保町
浅田カメ	正一	肘塚町一
前山ひさの	政太郎	
谷田ふさえ	勇	
今西トヨ	善治	地藏町九八
海老瀬コト	浩	川之上突抜町一八
中川好子	闘次	法蓮町一二九五
中村寅松	緻夫	不明

＝蚊取線香にご用心＝

夏の夜特有の火事はちょつとした事が原因で起ります

最近各地で蚊取線香から火災を起しておりますが蚊取線香はかならず燃えない容器に入れて用い不必要なさとき又は就寝の前には必ず消してください。風のため蚊取線香に蚊帳や新聞紙その他燃えやすいものが接しないよう注意しましよう。

線香の可燃物接触による火災

渦巻蚊取線香を蚊帳の外で使用中、蚊帳には入るとき蚊帳の裾を線香に接触したのに氣付かず就寝後間もなく発火して火災となつた例。

線香使用放置による火災

夜更まで讀書に熱中し睡氣を催すままに就寝したが、机上の蚊取線香が風のため落下して新聞紙、書物等を燃やし遂に火災となつた例

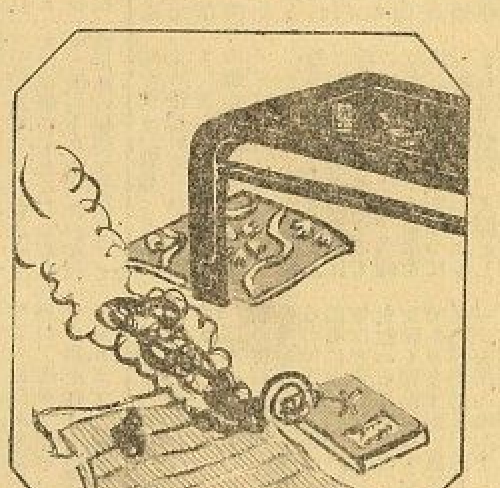

火災警報の発令について

火災警報　火災予防上危険あると思はれる左記の氣象状況になつたときに発令されるのであります。

一、**實効濕度**六十%以下で又は最低濕度四十%以下で最大風速毎秒七メートル以上となる見込のとき。

一、**平均風速**毎秒十メートル以上の風が一時間以上連續して吹く見込のとき

この警報が發令された時は誰でも次の事を守らなければなりません。

一、路上、その他屋外に於て焚火を禁止すること。

二、屋外に於ける喫煙を禁止すること。

三、屋外に於ける残火、火粉、取灰等を消火すること。

四、屋外に火の粉又は焔氣の発散する焚火作業火、炊事火等を禁止すること

五、屋内に於てもやむを得ない火の使用のみに止めること。

六、燃焼物を整理し初期消火、飛火警戒に必要な消防設備を備えること。

等であります。又この火災警報発令中は**赤白色**の吹流し、赤地に白字の掲示板が出されます。

以上が火災警報の概要でありますので、今後発令された場合は各事項を守られる事を切望致します。（防消署）

飲料水　水道はこうして送水される

＝水質検査は毎日で安全＝

本市水道の水源は之を木津川に求む、木津川は淀川の支流にして其の源は伊賀（三重縣）の笠取山に発し伊賀川となり、延々西流して伊賀上野を通り大河原附近に於て名張川と合して木津川となり笠置山の麓を過ぎこれより西北に流れ、淀（よど）に到りて淀川本流に合流する。

本市水道の取入口は淀川河口を遡ること六三・〇粁の地点京都府相楽郡木津町鹿背山（通称木津水源地）左岸に取水塔二基を設け河床に集水埋渠を布設して木津川の伏流水を集水するものので之に隣接して浄水場を設けて種々な浄化作業を行い、完全に浄化された水を更に滅菌して是より内径三〇〇粍及四〇〇粍の送水管を通して途中市阪中継ポンプ所を経て市内奈良阪配水池に送水する。

奈良市の地勢は高低の差甚しく東部一帯に高く西南に向つて低く傾斜してゐるが故に之等の地域に等しく同一配水條件を以て給水することは経済的にも不経済である許りでなく技術的にも無理が生ずるので配水系統を高地区、低地区の二区分に分ち、凡そ標高八八・〇米以上―主として東部一帯―を高地区として奈良阪配水池より更にポンプによりて直送配水池（二月堂裏…標高一六六・〇米）に揚水して配水する、又標高八八・〇米以下の地域―主として西方一帯には奈良阪配水池（標高一二〇・〇米）より自然流下によりて夫々市内に供給するものである。

斯くして吾々の各戸に給水するには市街道路の地下には、之等の配水本管径三五〇粍乃至七五粍管がくもの巣の如くくまなく布設されてゐて管内にはたへず清冽なる吾々の飲料水が毎秒一・〇米―三・〇米程度の速さで流れてゐる。

さて吾々の日常飲んでゐる上水はどうして浄化されるかと云うと、木津水源地に於て取水塔に取入れられた原水はポンプによりて沈澱池に揚水され此処で四時間乃至六時間沈澱せしめ清澄された上層水を漸次、次の工程濾過池に移される、濾過池では砂利層四五糎、砂層九一糎の厚さに堆積された砂、砂利層、之を一般に濾過床と云つてゐるがこの間を緩い速度―一日に付き六・米の速さで通過せしめ浄化されるのである。此の場合上層部の細砂の表面に濾過膜と云つて微細なる微生物は勿論、細菌をも濾過される膜が張られこれを通過して、化学的細菌学的に完全なる飲料水となる。此の外機械的装置に依る急速濾過池があり、一日に付一二〇米の速度で濾過される此の場合沈澱池に導水する前に一旦薬品混和池に於て硫酸バンドを投入化学沈澱を行うのである。之等の浄化された水を市内に送水する為に一旦ポンプ井に導き更に塩素滅菌装置によりて液体塩素一・八乃至二・五P・P・M（一P・P・Mとは水一立方米に対し塩素一瓦の割合を云う）を注入して殺菌作用を施し衛生上万遺憾なきを期してゐる。

なお水質検査は厚生省次官通牒飲料水検査指針の指示によりて毎日検査されている。

奈良市民の一日の必要水量及使用水量について

人体の七〇％迄は水である普通吾々の生理的に必要な水は一日三―四立である。が生活する為には炊事や調理洗用洗濯、浴用其の他打水等に使用される。

一般家庭用としては一人一日当り六〇立から九〇立程度で勿論都市文化の程度によりて異る。奈良市の一ヶ年間の総使用水量は五三七万屯（昭和二十六年実績）にして此の水量を大佛殿の本堂を桝にして換算すると僅か三八杯、その一人一日当平均使用水量は二三一立で普通のバケツで二三杯である。

浄水が配水管を通じ各戸に給水される場合どの家庭にも等しく一様に放水されるのが原則であるが場所によりて家により多少差異のあるのは地盤の高低、配水管及給水管の大小、配水系統の異なるにより或は屋内布設管が永年使用され錆の為め通水径が縮小され管内の圧力が減殺されたるによる

又本市の創設水道の完成は大正九年であり、爾来三十余年を経過し、配水管の布設分布に圓滑を欠き夏季最大使用時期に往々自然断水箇所の発生するは誠に遺憾であるが市水道局として鋭意之が改良を加え、年々夫等の悪條件の解消に努力しつゝある。

奈良市水道の使用水量（昭和二十六年配水量に依る）

一ヶ年間の総配水量　五、三六九、八三九立方米

一ヶ月　平均配水量　四四七、四八六立方米

一日平均配水量　一四、七一二立方米

一日最大配水量（七月二十二日）　一七、三三〇立方米

一人一日当平均水量　二三一立方米

一人一日当最大水量　二七二立方米

給水人口（十二月末日）　六三、七〇四人

市内總人口　八九、四三二人

家庭配給の年令別配給量の切替について

今行われている家庭への米の配給は表の通り年令により配給量が区別されています。

年令（満）	一日基準量
0～1	210g
2～4	270g
5～8	320g
9～13	400g
14～24	405g
25～59	385g
60以上	330g

今までは受配する人の満年令が基準量を切替へる時期に達するとその都度切替へを行つて来ましたが、これは繁雜を極め事務能率を低下し、又切替え洩れが生じたりして配給面に色々の支障が起りがちでありました。併し今度麦の統制撤廃に伴い配給事務簡素化の理由で年令繰上りによる基準量の切替は毎年二回（六月及び十二月）のみ行うことになりました。従つてこの切替時期迄に誕生日が来て基準量が変更される人でも、次の一斉切替の時までもとの基準の量のまゝ配給を実施することになりました。

奈良けいりん

＝発走11時＝

8　20日21日22日
23日24日25日

近鉄西大寺奈良電平城下車バス無料

春日奥山巡り

浅茅ヶ原を過ぎ、東大路に出ると右手にこんもりと繁つた森があります。頭塔の森で奈良時代の僧玄昉の首を葬つたところといわれていましたが、最近調査の結果、土塔であることがわかりました。奈良時代の有名な石佛十三体が安置されています。高畑への道は春日大社の盛んなころ、社家が軒をつらね、その上、この道は添上郡の山間に通ずる重要な道路でありましたから、相当栄えていましたが、月瀬、田原新道が出来、春日大社の社領が整理され、今ではところどころに土塀の淋しい姿が古都の風情を残しています。破石を上りきり右に折れると新薬師寺に参ります。

新薬師寺は天平十七年に創建されたもので、大きく開いたお眼や、堂々たる像像は、創建当時の立派な七堂伽藍の完備した新薬師寺の偉容を物語つています。

まわりの十二神將は天平時代の有名な塑像で、中でも伐折羅は美術家に最も喜ばれている像像であります。本堂は唐招提寺の金堂、三月堂共に天平を代表する立派な建物で、西側の鬼瓦は創立当時のものと称せられています。

新薬師寺の南門から眺めた高圓山や白毫寺の景観は奈良時代から風光のすぐれたところとして大宮人達からも愛されていたところで今も、万葉集の中に沢山な歌が残されています。

丹阪を過ぎると道が二つになつていますが、右は旧柳生街道で、聖劍柳生但馬守や、宮本武蔵、荒木又右衛門などがこの道を通つたところで、その昔、大佛殿再建の際、石材をほり出したその後に佛像を刻まれたといい、朝日観音、寝佛などの佛像群などがあります。溪谷に沿つた楓が大変美しいので紅葉の名所となつています。

左の道は春日奥山周遊道路で、明治三十二年から二年がかりでつくられた散策道路を、更に昭和五年に現在のような自動車道路に改修されたもので、現在バスで僅か五十分で一周することが出来るようになりました。春日山は御蓋、花山、芳山の三峯からなり承和八年（西紀八四一年）から斧の入れる事を禁じられた山で八百余種の植物と、多くの珍らしい動物が生存していますので、生物界の宝庫とさえ称せられています。中でも名高いものは、森青蛙、ルーミスシジミ蝶、なきの原始林、カギカツラ、オオバノハチジョウシダ、カラスサンショウ等で樹齢五六百年といわれる大木が到るところに枝を交え、晝なお暗く、氣温も市内より攝氏の五・六度低く、水に恵まれない奈良にとつて唯一の避暑地となつています。昨年度からこの冷溪地獄谷にキャンプ場が出来、楽しい夏の行楽を深山で味うことが出来ます。

春日山はこのように生物界の宝庫であるばかりでなく、地獄谷や、石切峠に立派な石佛が残されている外春日大社がこの奈良にお遷りになつた際、御蓋山にお迎え申上げた春日本宮、香山堂、神野寺などがこの春日山に創建され、水徳の神として農家の人々から尊敬されている鳴雷神社もこの周遊道路のすぐそばに祀られています。鎌倉時代の銘のある有名な水船もここにあります。

「三笠山春は昔にてしらせけり氷をたたく鶯のたき」

西行法師がたたえた鶯の滝は奈良唯一の瀧でありその上にある歓喜天は眼下に山城、大和を見下すことの出来る眺望絶佳のところです

若草山は大和平野、山城平野の眺望台であり、平城京の昔を偲ぶに最もふさわしいところです。頂上には前方後圓の鶯塚があり、毎年一月十五日の山焼の壮観さは皆さんよく御承知の事でしよう。この山と春日山との境を流れる清流が吉城川でそれにそつて昔の氷室であつた月日の磐や、佛頭石などがあり、この吉城川の清流によつて奈良晒が行われた聞いて誠に感慨無量を覚えます。

次は二月堂附近に御案内いたしましよう。

九月一日に商業調査が行なわれます

市民の皆様にはこの調査の重要性をよく御理解下さいまして調査員が事業所を訪問致しますと正確に御申告下さるようお願い致します

通商産業省では本年九月一日を期して、わが国全土におけるすべての商業者を対象として調査を施行することゝなりました。

この調査の結果は、通商産業省の施策の資料となるだけでなく、広くわが国の経済政策全般の資料として役立つ外―わが国の商業事情を海外に紹介する最も有効な資料として大いに期待されています。

このように今回の商業調査は重要な意義をもつて行われるものですが、なんといつても申告する皆様が正確な報告をして下さることによつて、初めて所期の目的が達せられるわけであります。

この商業調査は―統計法に基く指定統計でありますから、統計を作るために調査票をあつめるのであり、したがつて徴税だとかその他直接皆様に利害関係を生ずるような目的のためにこの調査票を使用することは厳禁されており、また絶対に使用いたしません。

なおこの調査に携わる者は通商産業省、都道府縣、市町村の統計事務に従事する者、および都道府縣知事が任命した商業調査員だけでありますので、皆様が報告した調査事項は右以外の者は見ることは出来ません。また皆様が申告した事項については、右にかかげた人々はこれを他に洩ぜたり漏らすことも禁ぜられています。もし万一これを犯すようなことがあれば統計法によつて罰せられますが、調査をうける人もぜひ眞実の申告をしなければならないことを定めています、又これに違反すると罰ぜられます。

この商業調査の対象となるものは

1、卸売業―（鉱工業会社の販売支所および販売事務所、貿易業、製造問屋建設資材の販売業者を含む）

2、小売業―（各種商品小売業、専門品小売業、飲食店た含む）

3、代理商および仲介業

であります。

人情未だ

地に堕ちず、拾つたものを届けて下さる方が沢山あります。財布、めがね、指輪自轉車、ソロバン、種々雑多ですが、現金で拾得物として届出られたもの一九、一一七圓七〇銭この内落し主に返つたものは、三、九一三圓五〇銭です。拾つたものは警察に届けるだけの潔白さは失ひたくないものです。